

令和 7 年度
(2 0 2 5 年度)

町田市健全化判断比率等審査意見書

健全化判断比率
資金不足比率

町田市監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて審査に付された令和7年度（2025年度）町田市健全化判断比率及び町田市各公営企業会計資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

2026年8月19日

町田市監査委員	小泉	めぐみ
同	古川	健太郎
同	渡辺	厳太郎
同	松葉	ひろみ

令和7年度（2025年度）町田市健全化判断比率審査

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による審査
なお、本審査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 審査の期間

自 2026年7月8日
至 2026年7月27日

3 審査の対象

令和7年度（2025年度）町田市実質赤字比率
令和7年度（2025年度）町田市連結実質赤字比率
令和7年度（2025年度）町田市実質公債費比率
令和7年度（2025年度）町田市将来負担比率

4 審査の着眼点及び実施内容

この健全化判断比率審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して作成されているか、並びに各比率を適正に表示しているかについて、通常実施すべき審査手続を実施した。

5 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、各比率を適正に表示していると認められた。

記

(単位: %)

健全化判断比率	令和7年度(2025年度)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	1.1	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

(注) 上記表中の「—」は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率ともにマイナス比率（実質収支の黒字等）となるためである。

令和7年度（2025年度）町田市各公営企業会計資金不足比率審査

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による審査
なお、本審査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 審査の期間

自 2026年7月8日
至 2026年7月27日

3 審査の対象

令和7年度（2025年度）町田市下水道事業会計資金不足比率
令和7年度（2025年度）町田市病院事業会計資金不足比率

4 審査の着眼点及び実施内容

この各公営企業会計資金不足比率審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して作成されているか、並びに各会計の資金不足比率を適正に表示しているかについて、通常実施すべき審査手続を実施した。

5 審査の結果

審査に付された下記各公営企業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、各会計の資金不足比率を適正に表示していると認められた。

記

(単位 %)

資金不足比率	令和7年度(2025年度)	経営健全化基準
町田市下水道事業会計 資金不足比率	—	20.0
町田市病院事業会計 資金不足比率	—	

(注) 上記表中の「—」は、各公営企業会計とも資金不足額がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、各公営企業会計の資金不足比率がマイナス比率（資金剰余）となるためである。